

こんにちは県議会



高知県

令和8年9月1日発行
編集・発行 高知県議会



Q

県議会って
どんなところ？

Q

県議会議員って
どういう仕事を
しているの？

Q

県議会って
どういう
仕組み？

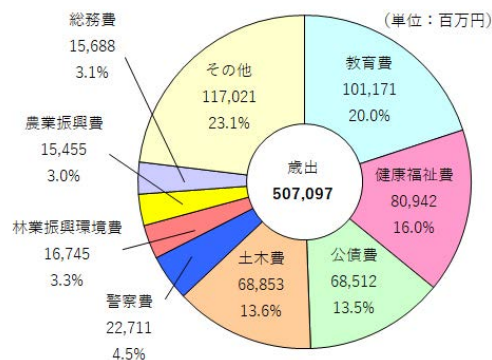
県議会に対する
疑問点などを県民目線で
分かりやすく解決します！

1

はじめに

私たちが暮らす高知県内の道路、学校、公園などを作ったり管理するのは知事の仕事です。その仕事を行うための予算や条例は誰がどのように決めているのか知っていますか。それは県民の方から選ばれた県議会議員が高知県をより良く、より住みやすい町にするために議論を重ねて決めているのです。その県議会議員の集まりが、県議会です。しかし、実際どのような形で、どのように議論されているのかあまり知られていません。そこで、皆さんの生活にとって実は身近で大切な役割を担う県議会について、分かりやすく解説してきたいと思います。

高知県の当初予算（歳出）
（令和8年度一般会計予算）



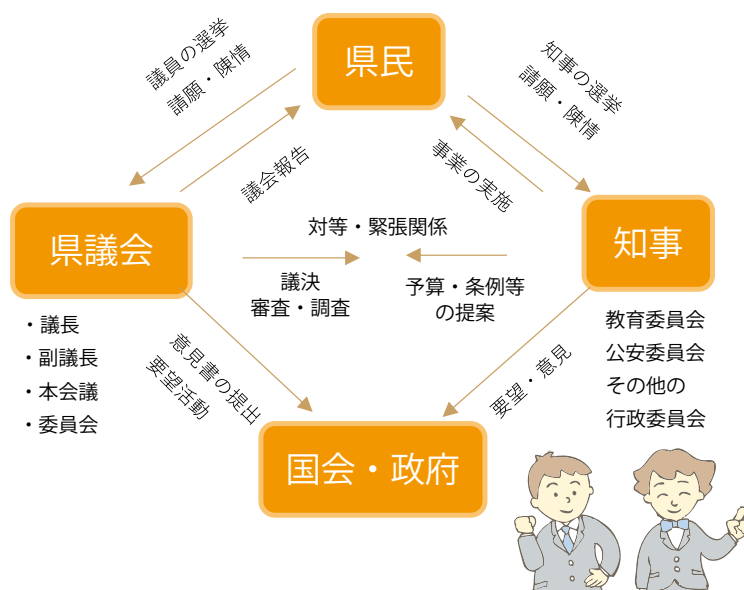
2

県議会とは

県議会は、県民を代表する議員の議会活動を通じて、県民の皆さんの多様な意見を集約し、県政に反映させることを使命としています。

具体的には、「議決機関」として、県民の代表である議員が知事から提案される予算、条例等を審議、審査したり、政策立案、行財政運営の監視などを行っています。

県議会で決定されたことを実行するのは知事をはじめとする「執行機関」であり、議決機関である県議会と執行機関である知事が対等かつ緊張ある関係を保持しつつ、県政を運営していきます。



3

県議会年間スケジュール

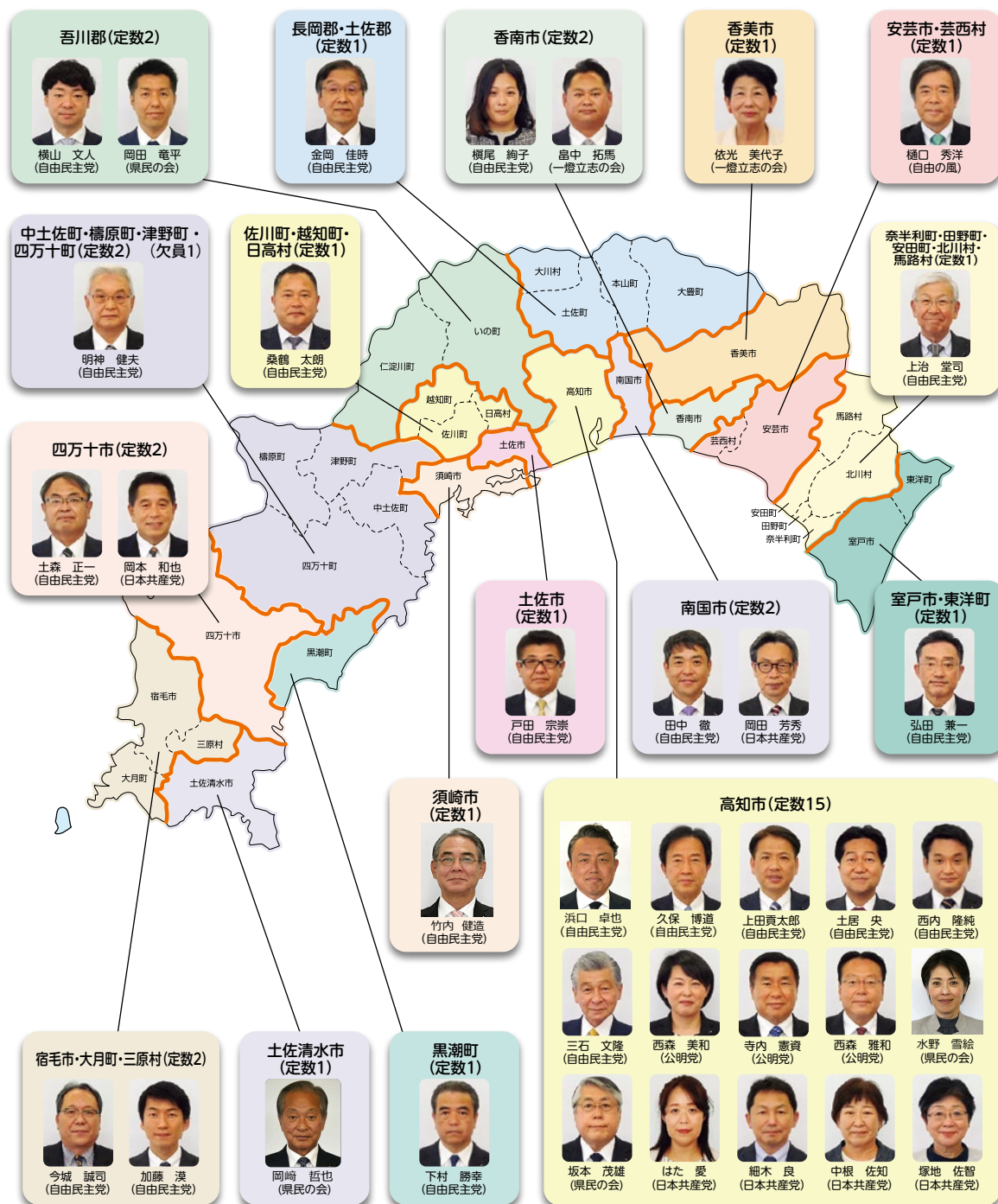


定例会の仕組みや開催される時期については、P7で詳しく説明しています。また、議会日程は、県議会のホームページでご覧になれます。

詳細はこちらを
チェック!→



高知県議会議員のご紹介



- ・ 条例定数：37人(欠員1)
- ・ 選挙区数：17
- ・ 任 期：令和9年4月29日まで

私たちの生活に不可欠で重要な事柄は、本来全ての県民で話し合い決めていくことが大切です。しかし、県民全てが集まって話し合うのは難しいので、皆さんの意見を反映させる代表者を選び、審議をしてもらうのです。その代表者が県議会議員です。

県民の皆さんはこの人なら私たちの県をより良くしてくれると思う人に選挙で票を投じ、県議会議員を選びます。選挙は4年ごとに行われ、議員の定数は県の条例で定められています。また、選挙区の議員数は原則として人口に比例しています。県議会議員選挙で投票できる人は18歳以上の県民で、議員に立候補できる人は25歳以上の県民です。当選した議員は県議会が高知県の様々な問題を審議して、県政の方針を決定します。

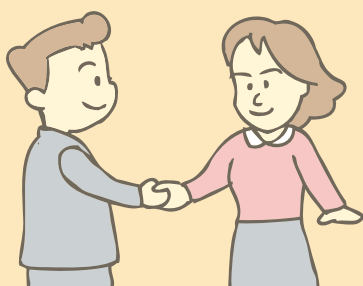


役割 ①



社会生活の中では、考え方や利害の違いから、対立したり衝突したりすることがあります。そこで私たちは話し合いなどを通じて、集団としての意思決定を行います。

役割 ②



高知県のことは県民全員で話し合い、意思決定を行うことが理想ですが、現実的には困難なため、県民の中から代表を選んで、その人たちに議会で審議をしてもらいます。

役割 ③



皆さんの代表である県議会議員や知事が高知県をより良くするために議論する場が県議会です。





議会の仕事

県議会は主に予算の決定、条例の制定・改正・廃止の他、決算の認定などを行っています。このように県政の重要な事柄を決定する県議会を議決機関といいます。

また、県議会は、県政が正しく行われているか、県の仕事が県民の暮らしにどのように役立っているかを審議、審査する機関でもあります。

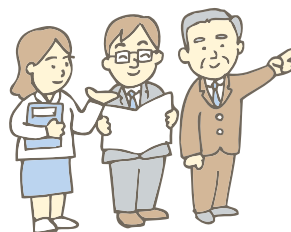
条例

条例は、議会の議決により制定される自治立法です。新しく条例を制定するほか、変更や、廃止にすることもあります。



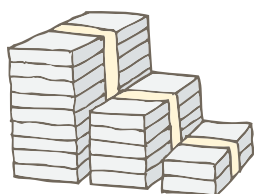
調査

県の仕事が、県民の皆さんのために適正に行われているかを調査します。



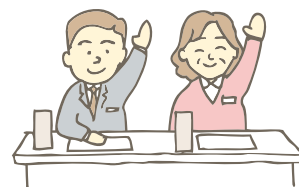
予算

県が事業をするには、たくさんのお金が必要です。このお金の多くは、皆さんの税金です。県議会では、毎年、どの事業にどれだけのお金を使うかを決めています。こうして決められたお金のことを予算といいます。



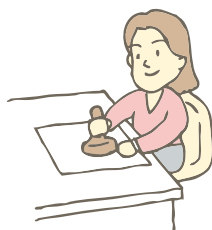
同意

副知事や教育長など、重要な役割を担当する人を決める際は議会の同意が必要です。



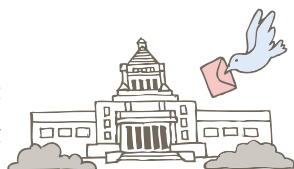
決算

県に入ってきたお金(歳入)や、使ったお金(歳出)が適正かどうかを調査します。



意見書

国などに、県民の皆さんのためになる意見や要望を伝えます。



請願 陳情

請願・陳情とは、県民が県の仕事などに意見、要望があるときに、県議会に伝えることです。議会では、いただいた意見、要望をどうするのか、審議して決めています。(詳しくは10.11ページ)



選挙

議長・副議長などを選挙で選びます。





議会の仕組みを詳しく見てみよう

議会の仕組み①

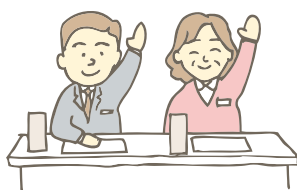


知事は高知県をより良くするための政策を考えます。

その政策を実行するためには、議会の許可を得る必要があります。

議会の仕組み②

本会議



知事が県の仕事や計画に対する予算や条例の議案などを提案し、議会はこれに対する質疑や県政全般に関する質問を行います。

議会の仕組み③

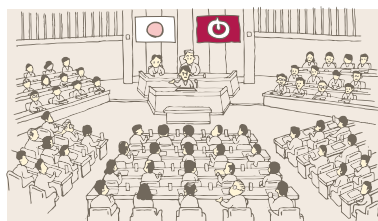
委員会



知事から提案された予算や条例をさらに詳しく調査するために担当する委員会に分かれて審査し、委員会としての意思決定を行います。

議会の仕組み④

本会議



委員会での審査の結果を基に、議員全員で賛成か反対かの最終的な意思決定を行います。(議決といいます)

議会の仕組み⑤



議会で議決されたことを基に知事は仕事を進め、より良い高知県をつかっていきます。

●定例会と臨時会

県議会には2月、6月、9月、12月の年4回、定期的に開かれる定例会と、必要があるときに開かれる臨時会があります。

議会の招集は原則知事が行い、会期や議会の運営方法などは議会が決めます。

●本会議

定例会及び臨時会において、議員定数の半数以上の議員が議場に出席して開かれる会議をいいます。この会議で、一括質問、一問一答、委員会の審査報告、議案の採決などを行い、議会の最終的な意思が決定されます。

●委員会

県の仕事は、非常に幅広く複雑になっており、これを専門的に効率よく審査、調査するために、常任委員会が設けられています。

また、特に重要な事項があるときは、特別委員会が設けられます。

各委員会は、議会の閉会中も必要に応じて開かれ、重要案件の審査、調査を行い、県民の声を県政に反映するための活動を続けています。

○常任委員会

以下の4つの委員会を設け、専門的に詳細な審査を行います。

□総務委員会

- ・県の税金や財産 ・学校教育や社会教育
- ・県政の企画 ・公共の安全と秩序の維持 ・中山間地域対策

□危機管理文化厚生委員会

- ・災害対策 ・子育てや介護
- ・県民の健康や医療 ・文化振興

□商工農林水産委員会

- ・商業振興 ・水産物の流通や漁港
- ・農業の振興や担い手確保 ・森づくりや環境対策

□産業振興土木委員会

- ・産業振興
- ・道路や河川の管理 ・観光やスポーツの振興



○議会運営委員会

議会の運営に関する調査や協議を行い、会派(※)間で連絡や協力することで、議会の円滑な運営を図ることを目的に設置されています。

※会派とは議会内で活動を共にしようとする議員のグループです。

○特別委員会

特に必要がある場合に議会の議決により設置される委員会です。

なお、毎年9月定例会において、一般会計等の歳入歳出決算の審査を行う決算特別委員会が設置されています。

現在、令和6年7月から人口減少対策調査特別委員会が設置されています。



議員提案による政策条例

県議会は、知事が提案する条例、予算などを審議する議決機関としての役割を担っています。さらに、地域特有の課題を解決するために、議会が主体となって条例を作ることもあります。高知県議会では平成12年以降で18件(一部改正を含む)の議員提案による政策条例が成立しています。



高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例

新型コロナウイルス感染症のまん延が県民生活及び地域経済に重大な影響を及ぼすことを考慮し、県の責務並びに県民等及び事業者の役割を明らかにするとともに市町村その他関係機関との連携のもとに県が実施する新型コロナウイルス感染症対策に関する施策を定めることにより、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を防止し、もって県民等の生命及び健康を保護し、並びに県民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とすることを目的とする。

令和3年
7月8日
可決

高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

自転車の安全で適正な利用に関し、県、自転車利用者及び自動車等を運転する者の責務並びに県民、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって歩行者、自転車及び自動車等がともに安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

平成30年
10月12日
可決

高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例

県産木材の供給及び利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務及び関係者の役割を明らかにするとともに、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策の総合的かつ計画的な推進による県内の林業及び木材産業の持続的な発展並びに森林の次世代への継承を実現し、もって本県の経済の活性化及び循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

平成29年
3月17日
可決

高知県歯と口の健康づくり条例

歯と口の健康づくりについて、基本理念を定め、県の責務及び関係者の役割を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康長寿に寄与することを目的とする。(令和2年3月23日 一部改正)

平成22年
10月14日
可決

高知県うみがめ保護条例

わが国の文化の中で私たち人間と大きなかわりを持ち、産卵等で本県にもなじみの深かったうみがめが、現在では、絶滅のおそれのある希少動物として、その保護が必要不可欠になっていることを受けて、県内の海岸に上陸したうみがめの捕獲及びその卵の採取の禁止、うみがめ産卵地の保護区の指定等を規定し、うみがめ及びその卵を保護することを目的とする。

平成16年
3月18日
可決

このほかにもこのような政策条例が成立しています

条 例 名
高知県子ども条例
清潔で美しい高知県をつくる条例
高知県がん対策推進条例
高知県食の安全・安心推進条例
あったか高知観光条例
高知県緊急間伐推進条例 ※2 回一部改正後、失効
高知県暴走族等の根絶に関する条例
高知県放置自動車の発生の防止及び処理の推進に関する条例
高知県合併処理浄化槽設置推進に関する条例



高知県の政策条例の成立本数は全国で9番目に多いです。※令和7年3月末時点



請 願 と 陳 情

制度の紹介

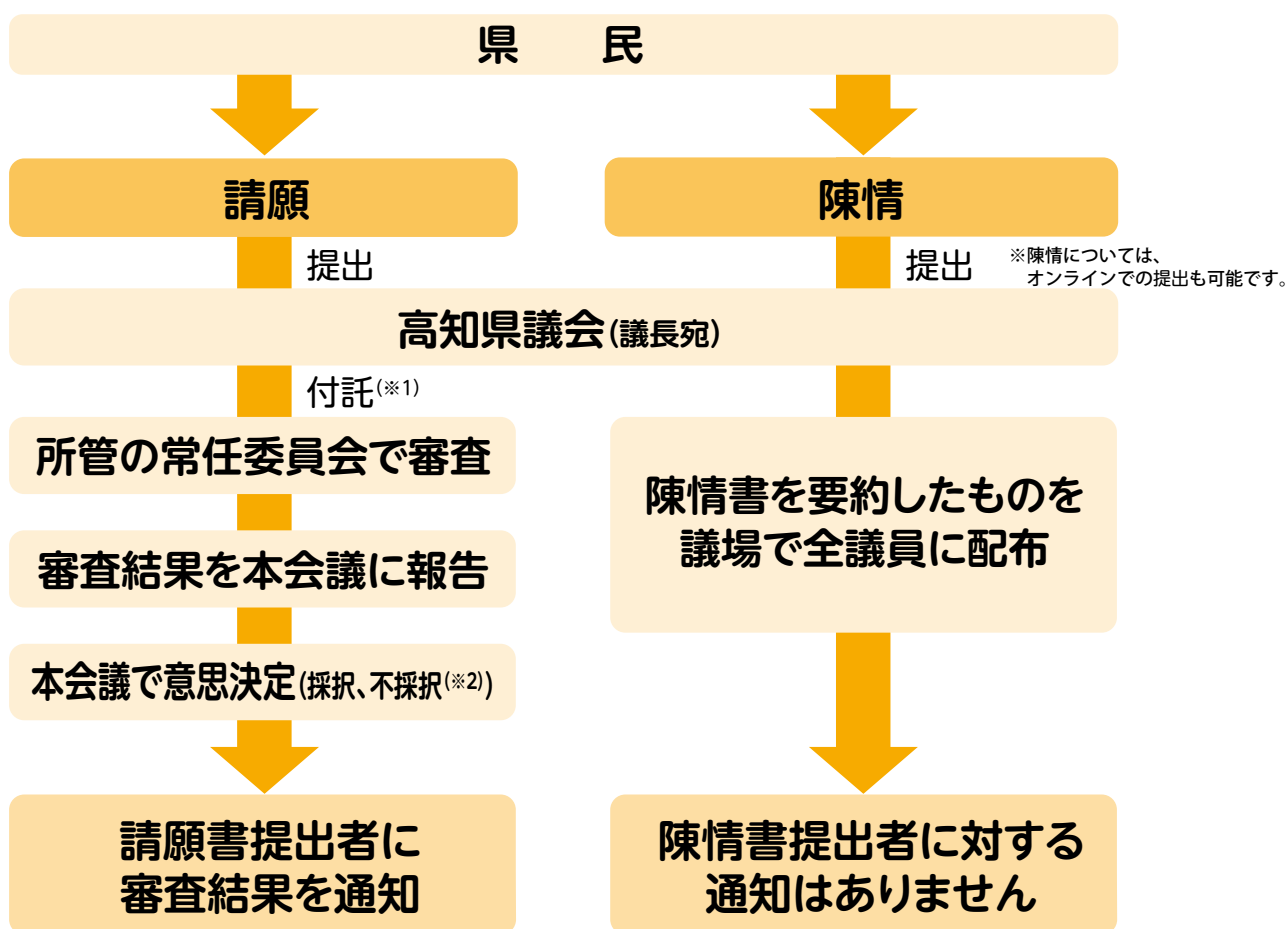
県民の皆さんの意見や要望を県政に反映させるための大切な制度です。県政について、ご意見やご要望があるときは、どなたでも、県議会に対して「請願」や「陳情」を行うことができます。

【請願】

憲法その他の法律により認められた国民の権利で、1名以上の県議会議員の紹介が必要です。

【陳情】

憲法その他の法律での規定はなく、その取り扱いは各自治体により異なります。



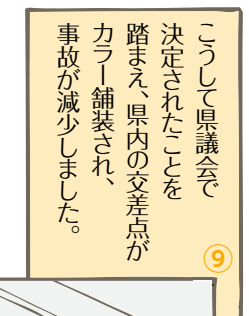
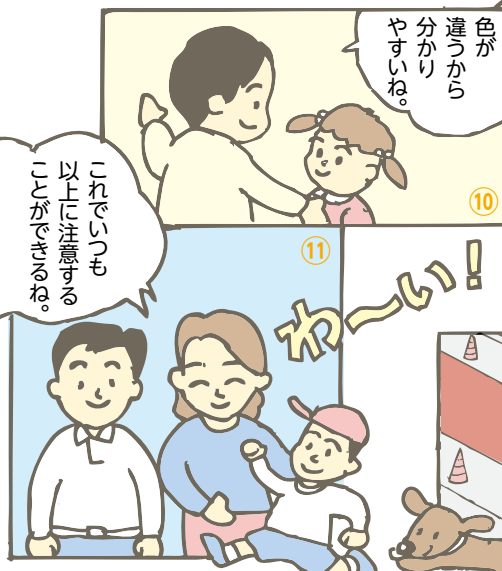
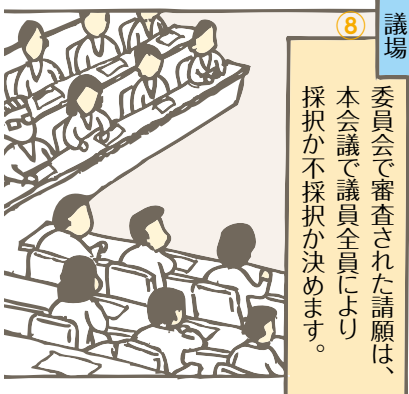
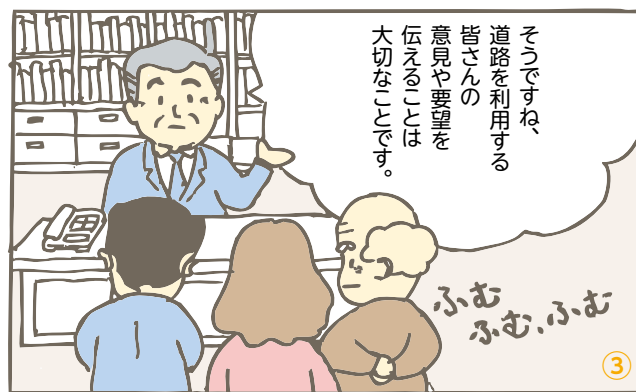
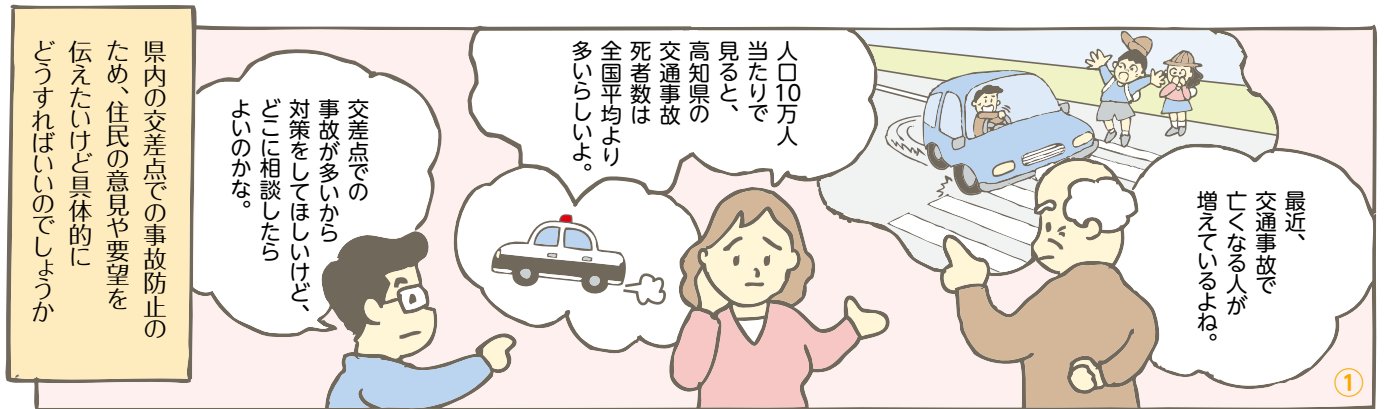
※1 付託とは、本会議での質疑及び一般質問が終了した後、さらに詳しく検討を加えるため、所管の常任委員会に審査を託すことです。

※2 議決のうち、請願について、これを肯定する議会の意思決定を採択、否定する意思決定を不採択といいます。



請願は法律で認められている国民の権利なんだね。

「議会に声を届けよう」





ホームページ

県議会のホームページには、以下のような内容を掲載しています。

- ☐ 県議会の仕組みや役割
- ☐ 次の定例会の日程
- ☐ 各議員の顔写真や連絡先
- ☐ 政務活動費の収支報告(領収書等も公開)
- ☐ キーワードで検索できる会議録
- ☐ 子ども向けパンフレット
- ☐ 県議会の最新情報をお届けするX(Twitter)やFacebookの紹介

議長交際費も
公開しています

会議録を見ると
議会でどんな議論が
されているのか
詳しく分かります。

↓ 県議会HP



↓ X



↓ Facebook



高校生フォトコンテスト

選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられたことを受けて、県内の高校生等にフォトコンテストのテーマを通じて高知の良さを再発見してもらうとともに、議会や政治への関心を深めてもらうことを目的として実施しています。

また、入賞された方には、正副議長から賞状及び副賞を授与させていただきます。

詳細はこちらをチェック!→



議会広報紙

年4回の定例会にあわせて「こうち県議会だより」を発行し、県内の各世帯に配布しています。

内容は、各定例会・臨時会の概要、質問及び答弁の要約、常任委員会・特別委員会の動きなどで、県議会の活動を皆さんに分かりやすくお伝えします。

また、無料のスマートフォン用アプリ「マチイロ」での配信も行っています。



議会中継

県議会のホームページで本会議の生中継と過去の録画中継がご覧いただけます。

また、県内の各ケーブルテレビ局でも生中継を行っています。

中継はこちらをチェック!→



議場見学

議会の会期中や土・日・祝祭日等を除き、傍聴席から議場を見学していただけます。ご希望の方は、1週間前までに下記までご連絡ください。

高知県議会事務局議事課
TEL 088-823-9536